

学位論文内容の要旨

愛知学院大学

論文提出者名 水野伍貴

論文題名

徳川政権の成立過程における関ヶ原の役の政治的位置

本論では、豊臣秀吉の死から関ヶ原の役にかけて豊臣政権内で繰り広げられた権力闘争の実態を解明することによって、関ヶ原の役の歴史的な位置づけをおこなう。

笠谷和比古氏の「二重公儀」論以降、関ヶ原の役の勝利が徳川政権の誕生に直結するという見方は見直しが進んでいる。例えば、藤田達生氏は慶長 16 年（1611）3 月 27 日の後陽成天皇から後水尾天皇への譲位と、翌日の徳川家康と豊臣秀頼の二条城での会見をもって、実質的な豊臣氏からの徳川氏の政権交代と位置づけたように、家康の征夷大將軍就任をもって盤石な徳川政権が誕生したという見方ではなく、徳川政権は段階的にその権力を伸張させたという見方へと変化している。

また、関ヶ原の役後の領知配分においても、実質的には家康による領知宛行にもかかわらず、家康が所持した領知宛行権には限界があり、豊臣政権の枠組みを無視しえない状況にあった点が指摘され、徳川政権の確立にあたっての課題が示された。

このように、関ヶ原の役直後の家康権力は見直しが進み、豊臣政権の枠組みから完全に抜け出せていない点が指摘されたが、同時に、なぜ家康は征夷大將軍に就任し、幕府を開くことが出来たのかという問題を残すことになった。

また、先行研究では、徳川政権成立に向かうための布石は、全て家康が関ヶ原の役後におこなった施策にあったとされており、関ヶ原の役の位置づけはおこなわれていない。

こうした問題を解決するには、豊臣政権内で繰り広げられた権力闘争の実態の解明と、関ヶ

原の役の歴史的な位置づけをおこなうことが不可欠であると筆者は考える。以下に各章ごとに要旨について論述する。

第1章では、豊臣秀吉死後の豊臣政権内部における権力闘争をみていく上で重要なテーマである五大老・五奉行について、その成立過程や、五大老・五奉行の力関係を中心に明らかにする。

五大老の役割は、五奉行では解決できない次元にある非常事態への対処と、五奉行の政務に対する承認行為が中心となっており、秀吉は主として政務を五奉行の側に託していた。この点は、先行研究で既に指摘されているが、学位論文では、五大老・五奉行の成立過程を追いながら考察することで、先行研究との差別化を図っていく。

秀吉が死に臨んで整えた「遺言体制」というべき政治構造は、秀吉が歿する直前の慶長5年の8月上旬まで、くり返し練られていた。しかし、個々の権限に曖昧さを残してしまい、結果的に家康と四奉行（三成・前田玄以・増田長盛・長束正家）の不和が表面化し、上手く機能しなかった。

そのため、9月3日の大老・奉行による連署誓紙において「遺言体制」の改変がおこなわれ、家康と五奉行の双方が優位性を放棄し、十名の多数決による政権運営が誕生した。初期の対立は、こうした体制のあり方をめぐる主導権争いであった。しかし、「遺言体制」の改変以降、十人の中から政敵を排除する流れへと変化していく。

第2章では、慶長3年8月に豊臣秀吉が歿してから、翌年閏3月に石田三成が失脚するまでの期間の権力闘争に焦点を当て、一般的に「石田三成襲撃事件」と呼称される事件が、何故、前田利家の死を契機としているのかという点から事件像を検討し、事件の歴史的意義を明らかにする。

従来、この事件は「私戦」という面がクローズアップされてきた。しかし、七将は家康を盟

主と仰ぎ、家康の統制下にあった。この事件は、私戦ではなく慶長 4 年正月の家康の私婚問題から続く徳川党と反徳川勢力との政争の延長線上にあった点と、事件の意義が、三成陣営の崩壊というかたちで政争の「(一時的な) 決着」であることを明らかにする。

第 3 章では、関ヶ原の役の引き金となった会津征討の意義について明らかにする。定説では、家康は三成ら反徳川勢力の挙兵を誘発させるため、会津征討をおこなったとされているが、会津征討に石田三成の挙兵を誘発する意図はなく、秀吉の死から続く豊臣政権内部における権力闘争の一端として、上杉景勝を失脚させることにあった。

加賀征討から会津征討への移行については、家康の権力闘争の方針として一貫性・連続性が認められる一方で、西軍の挙兵は、家康の意図したものではなく、会津征討と西軍挙兵は家康の方針としての連続性は認められない。このことは、西軍挙兵という事件が、これまで順調に進んでいた家康の大老衆排斥に歯止めをかけて、展開を激変させる出来事であり、三成らが家康を先制したクーデターとして位置づけられるという理解へつながるのである。

第 4 章では、第 1 章でみてきた五奉行の役割を踏まえながら、いわゆる西軍という組織を見直すことで、その評価の検討を行う。

西軍にとって、関ヶ原の役は家康に排斥された五大老・五奉行の構成員の復権と、家康の施策を白紙化するための戦いであった。しかし、西軍に編入された諸将の中には、西軍に制圧された上方を中心とした地方に位置していたが故に消極的に協力した者も少なくなく、逆に上方から離れた地方に在国した諸将の多くは家康に味方している。

奉行衆は豊臣家の家老であり、豊臣秀頼の意向を代弁する存在であったが、秀吉が歿して以降、たび重なる権力闘争によって家康の権力は伸張を続けていった。そして、関ヶ原の役当時、諸大名が御家の存亡を賭ける選択に直面した時、奉行衆が有する正当性は、家康の実力に抗えるものではなかった。

近年の研究では、西軍を「公儀」と評価する傾向にあるが、本論では、過大評価をおこなうことなく、正しく評価する。そして、第1章から4章までの考察をとおして、権力闘争における家康の動きは「遺言体制」の否定であり、関ヶ原の役は、家康と「遺言体制」の最終決戦として位置づけられることを明らかとする。

第5章では、本戦（関ヶ原の戦い）後の国割（領国体制の再編成）について論じる。先行研究では、慶長5年10月から慶長7年末の2年間に亘る国割を、時期を区別することなく一緒に論じた点や、家康の領知宛行権の脆弱さを指摘するにとどまるといった問題を抱えており、これらの点を見直していく。

豊臣家の家老であった奉行衆の解体は、家康に論功行賞の名のもと、豊臣領国体制の再編成を可能にさせた。しかし、慶長5年10、11月当時は、家康権力の統治機構が未成熟で、領内の村々などの確認はされていなかった問題を抱えており、石高を基準とする領知宛行には限界があった。

また、統治機構が未成熟であったにもかかわらず、大功を立てた豊臣系大名の領土要求を早期に叶えなくてはならない必要性に加えて、諸大名が「国持」を理想としていた点も、国郡が領知宛行の基準とならざるをえない要因となった。

だが、翌年（慶長6年）には家康権力の統治機構が整い始め、領知目録が交付されるようになる。そして、領知配分の基準は国郡から石高へと移行していく。また、領知目録にある「重而御朱印申請可進候」文言は、領知配分・給付の主体は家康であると示唆する布石であった。

そして、慶長7年9月には諸侯に対して印判状による領知宛行が確認できるようになる。この時をもって、領知配分・給付の主体が家康であることが明確となり、家康は領知宛行権を完全に掌握した。

関ヶ原の役をとおして、家康は軍事指揮権と領知宛行権を掌握した。広義でとらえれば、関

ヶ原の役によって家康は「遺言体制」を完全に克服し、徳川政権の基盤が築いたということが
できる。本論をとおして、この点を明らかとする。